

# 道立高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について

令和5年8月の中央教育審議会「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」の提言を踏まえ、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布されるとともに、遠隔授業の実施要件の弾力化が行われ、令和6年4月1日から施行されました。

## 施行規則の改正や遠隔授業の実施要件の弾力化の背景

- 小中学校で不登校の児童生徒数が増え、高校段階では不登校経験をもつ生徒が通信制高校に入学する例も増えており、不登校となっても全日制・定時制でも学び続けられるよう、学びの柔軟化などが必要。
- ICTの活用等により、多様な生徒に対してきめ細かく支援し、いつでも・どこでも・どのようにでも学ぶことが等しく認められるようにすることが重要。

## 生徒の多様な学習ニーズに応える体制整備が急務

### 不登校生徒

学校生活への不適應等のため、相当の期間欠席している生徒（診断書等なし）

### 病気療養中等の生徒

疾病による療養のため又は障がいのため、相当の期間欠席している生徒（診断書等あり）

### 可能な対応

- ① 自宅や校内の別室等で同時双方向型の遠隔授業（以下「オンライン授業」という。）  
⇒対面の授業は教科・科目ごとに年間2単位時間以上必要
  - ② 通信制課程に準じた添削指導・面接指導（以下「通信教育」という。）
- ※ ①+②は合計36単位以下の範囲内で実施可能

制度改正により、教室外での学びを「出席扱い」にすることが可能に（R6.4.1～）



### 可能な対応

- ① 自宅や病室等でオンライン授業  
⇒対面の授業は教科・科目ごとに年間1単位時間とすることも可能
  - ② 入院・通院のため、①が難しい場合、事前に収録された授業を視聴（以下「オンデマンド型の授業」という。）
  - ③ 通信教育
- ※ ①～③は単位数の制限なく実施可能

制度改正により、新たに通信教育が可能に（R6.4.1～）



## 通信教育とは

全日制・定時制でも通信教育が可能に！

- ・通信制課程で行う、添削指導、面接指導及び試験の方法による教育のこと
- ・インターネット等により配信される番組等を利用して行う学習（メディアを利用して行う学習）により、面接指導時間数の一部免除が可能



# 不登校生徒及び病気療養中等の生徒に対する学びの保障フローチャート

相当の期間欠席する状態にあるか否かは、年間延べ30日以上  
の欠席を一つの参考としつつ、各学校で判断

欠席日数の増加

必要に応じて

当面の間、授業のオンライン配信

医師の診断書等の有無

教務規程で定めた学びの保障開始の  
基準となる欠席日数を超える見込み

なし

あり

診断書等なし  
(不登校生徒に対する学びの保障)

診断書等あり  
(病気療養中等の生徒に対する学びの保障)

当該生徒への意思確認により  
学習意欲があることが確認でき、  
不登校生徒の学びの保障  
の対象として判断できる

No  
出欠の  
記録は  
欠席

Yes

Yes

オンライン授業  
の実施

通信教育の実施

画面を通じて又は  
チャット機能等の  
方法により、出席  
の確認ができる

添削課題の  
提出

面接指導  
(メディア  
を利用して  
行う学習を  
含む)  
の完了

Yes

No

出席  
扱い

欠席

学習の成果が教科・科目の目標からみて満  
足できると認められる

当該科目の単位認定

オンライン授業  
の実施

通信教育の実施

・診察時間  
・通院のため  
の移動時間  
・体調不良  
等オンライン  
授業の受講  
が難しい

オンデマ  
ンド型の授  
業の実施

添削課題の  
提出

面接指導  
(メディア  
を利用して  
行う学習を  
含む)  
の完了

画面を通じて又は  
チャット機能、課題  
等の方法により、出  
席の確認ができる

Yes

No

出席  
扱い

欠席

学習の成果が教科・科目の目標からみ  
て満足できると認められる

当該科目の単位認定

当該生徒が原級留置、転学、中途退学することなく  
学びを継続し、在籍校を卒業することに期待

**Q1 オンライン授業や通信教育の実施対象となる不登校生徒の範囲を教えてください。**

A1 「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」という不登校の定義を一つの参考としつつ、高等学校において判断してください。各学校の教務規程で定める際には、断続的な不登校や欠席日数が30日に満たない不登校の傾向が見られる生徒も対象になり得ることに留意してください。なお、本取組により不登校生徒がオンライン授業や通信教育による単位認定を一定の範囲内で可能とすることにより、当該生徒が原級留置、転学、中途退学することなく学びを継続し、在籍校を卒業することができるようになることが大切です。

**Q2 オンライン授業（オンデマンド型の授業を含む）や通信教育の実施対象となる病気療養中等の生徒の範囲を教えてください。**

A2 病気療養中等の生徒であるか否かの判断は、疾病や障がいに関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省作成「障害のある子供への教育支援の手引」に示された障がい種ごとの障がいの状態等を基に、年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、高等学校が行うこととしています。例えば、手引に記載がない起立性調節障害などについても、病気療養中等の生徒と認めることなどが考えられます。

**Q3 不登校生徒で、配慮すべき人間関係がある場合、また、病気療養中等の生徒で、治療中の姿を見られたくないとの意思表示があった場合等、オンライン授業を実施する際の留意事項について教えてください。**

A3 個別の状況に応じて柔軟な対応を検討してください。例えば、画面をオフにして受講することを認め、学習状況については、授業者がチャット機能を活用したり、振り返りシートで把握したりするなどの対応が考えられます。また、通信教育を実施することや、病気療養中等の生徒にはオンデマンド型の授業を実施することも選択肢に加え、当該生徒及び保護者の意向を踏まえ学びの保障を行ってください。

**Q4 不登校生徒や病気療養中等の生徒に対するオンライン授業は、例外的に、受信側の教室等に教員を配置する必要はないとのことだが、当該生徒が保護者不在の自宅で、一人で受講する場合でも実施することはできるか。**

A4 実施できます。実施に当たり、不登校生徒については、その実態に配慮し、例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、当該生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うこと等の指導上の工夫をすることが望ましいと考えます。

また、病気療養中等の生徒については、学校と保護者が連携・協力し、保護者等が、当該生徒の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うなどの体制を整える必要があります。

**Q5 実技・実習等を伴う教科・科目等は、オンライン授業や通信教育でどのように実施すればよいですか。**

A5 学習指導要領において、各教科・科目の目標及び内容は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理されており、学習評価においても、観点ごとの評価を行うこととされています。実技・実習等を伴う科目においても、教科・科目等の目標の実現状況を観点別に把握する必要があることに変わりないので、観点別学習状況の評価を踏まえた指導計画を策定してください。

実技・実習等を伴う各教科、科目等については、その目標を達成できるよう、体験的な学習活動を充実させることが求められています。対面授業に相当する教育効果を有するようなオンライン授業を実施するために、例えば、自宅でも取り組める実技を行ったり、実技や実習等を記録した動画を視聴した上で、レポートを書かせたりするなど、学習活動を工夫することが考えられます。

**Q6 自宅や病室等でオンライン授業を受けた場合、指導要録上の出欠の記載や単位認定についてはどのように行えばよいか。**

A6 オンライン授業を自宅や病室等で受けた場合でも、校長は、指導要録上、出席扱いとし、かつその成果を評価に反映することが可能です。その際、画面を通じて、あるいは端末の画面共有機能や共同編集機能、チャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いとすることを認めることが考えられます。この場合、指導要録においては、その備考欄等において、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒がオンライン授業を受けた場所を記入してください。

なお、通信教育においても、出欠の記録については、校長の判断により出席扱いとすることができ、指導要録の備考欄等において出席日数の内訳として出席扱いとした日数を記入します。

単位認定については、オンライン授業を自宅や病室等で受けた場合には、出席扱いとし、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、対面授業と同様に、その教科・科目について履修した単位を修得したことを認定してください。

**Q7 不登校生徒や病気療養中等の生徒の登校の状況に応じて、学年又は年次の途中からオンライン授業を実施する場合でも、オンライン授業による単位数として算定するのか。**

A7 授業全体の実施方法として、主として対面により行う授業は、オンライン授業による単位数の算定に含める必要はありません。

なお、「授業全体の実施方法として、主として対面により行う授業を実施したもの」であるか否かについては、例えばオンライン授業を実施する各教科・科目等の総授業時間数のうち半分以上の時間数を対面により授業を実施するものであるかどうかといった観点を一つの参考としつつ、その実態を踏まえながら、各学校において適切に判断してください。

**Q8 通信教育における添削課題等の教材は、新規に作成しなければならないのか。**

A8 必ずしも新規に作成しなければならないということはありません。当該教科・科目の全日制・定時制課程の授業で通常使用している教材（プリント、問題集、提出課題等）を添削課題として位置付けることも可能です。ただし、択一式や短答式の問題が大勢を占めるような添削課題は不適切であり、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れることが適切です。

なお、生徒からの質問等を受け付け、速やかに回答することが可能となるよう、添削指導等において、郵送に限らず、インターネットを活用することも推奨されます。